

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第三号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を改正した件）  
 （印刷誤り）

四九一	下	三	三	三
〃	〃	一	〃	〃
〃	〃	一	〃	〃
〃	〃	三	〃	〃
〃	〃	一	〃	〃
〃	〃	三	〃	〃